

旧源幼稚園利活用に係る事業者募集要項

令和 7 年10月

東 金 市

目次

1 事業提案募集の趣旨	1
2 募集と選考について	1
3 施設の概要	2
4 利活用事業提案の諸条件	7
(1) 参加資格要件	7
(2) 共同による参加資格要件	7
(3) 提案事業に求める事項	7
(4) 契約の方法	8
① 対象施設	8
② 契約期間	8
③ 貸付料	8
④ 引渡しの状況	8
⑤ 契約不適合責任	8
⑥ 貸付契約において事業者が負担する費用	8
5 利活用の制約等について	9
(1) 既存施設の改修等に係る事前協議・届出	9
(2) 地域住民との関係	9
(3) 法的制限等	9
①都市計画区域	9
②構造上の制約	9
③供給処理	9
(4) 看板等の設置について	10
(5) 問合せ先について	10
6 応募方法	11
(1) 応募手続きについて	11
(2) 公募スケジュール	11
(3) 募集要項の配布について	11
7 応募書類の提出	12
(1) 提出書類と期限等	12
(2) 書類の体裁	12

(3) 提出方法	13
(4) 書類に使用する言語等について	13
(5) 書類の差替えについて	13
(6) 書類の返却について	13
8 質問及び回答	13
(1) 質疑応答	13
(2) 質問に対する回答の方法	13
9 審査と評価方法	14
(1) 一次審査（書類審査）	14
(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）	14
(3) 審査結果の公表	14
(4) 評価項目と配点	14
(5) 選定審査会の委員構成	15
10 失格事項	15
11 辞退について	15
12 地域説明会	16
13 基本協定の締結について	16
14 その他	16
15 事務局	16

1 事業提案募集の趣旨

本市では、令和4年3月末をもって閉園となった旧源幼稚園の土地・建物を有効活用し、地域の活性化を図るため、旧源幼稚園の園舎等を一体的に利活用する事業者を幅広く募集します。

2 募集と選考について

本募集要項は、旧源幼稚園を借り受けて事業を行う事業者を選定するために必要な要件を定めたものです。

- (1) 提案参加を希望する事業者は、本募集要項の内容を踏まえて、必要な手続き（書類の提出等）を行ってください。
- (2) 事業者の選考は、書類審査（一次審査）とプレゼンテーション審査（二次審査）の結果、最も優れた提案者を優先交渉権者とします。
- (3) 優先交渉権者は、地域説明会等を実施した後に市との間で、賃貸借契約等の締結、関係法令等の許可その他の必要な手続きを行い、事業に着手するものとします。

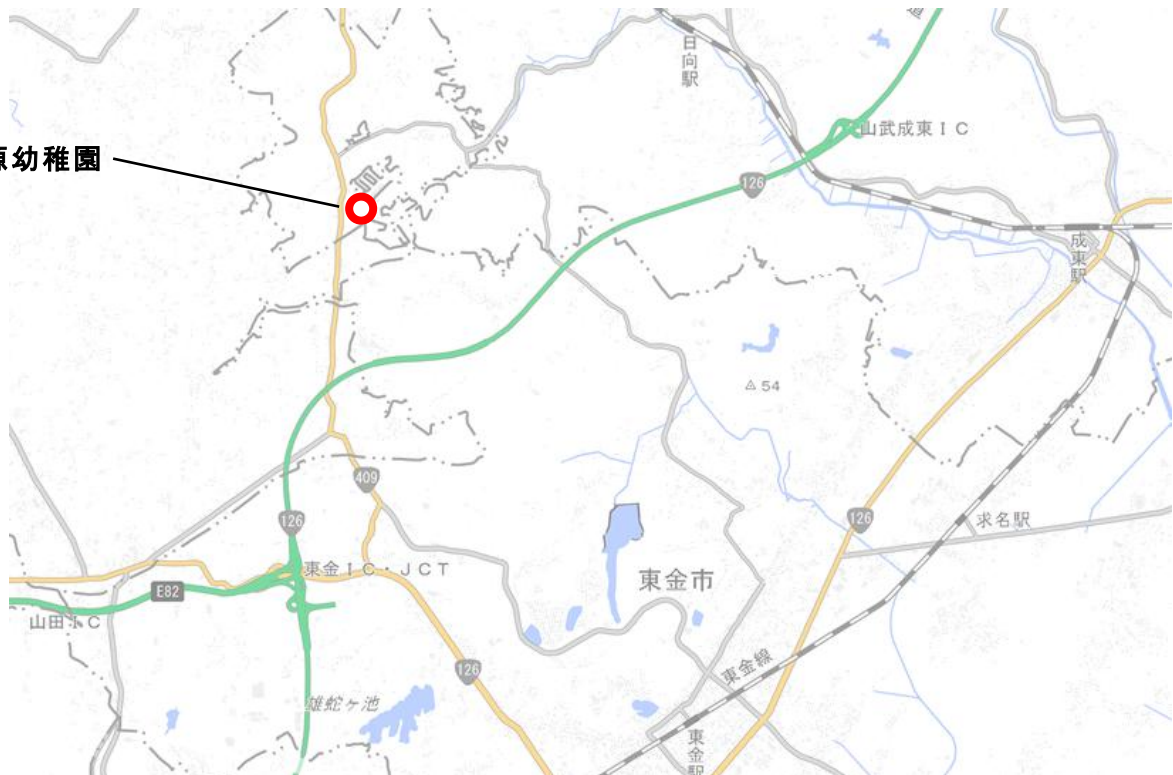
3 施設の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 名 称 | 旧源幼稚園 |
| (2) 所 在 地 | 東金市極楽寺845番地10 |
| (3) 敷地面積 | 3000.00㎡（園庭含む） |
| (4) 区域区分 | 都市計画区域内（無指定・白地地域） |
| (5) 接 道 | 北側：市道6051号線（幅員7.4m） |
| (6) 交通アクセス | 成田国際空港から25km 車で約50分（一般道利用）
千葉東金道路東金ICから6km 車で約11分
千葉東金道路山田ICから6.5km 車で約12分
J R 東金線東金駅から10km 車で約17分 |

（位置図）



旧源幼稚園



(7) 主な建築物

	構造・階層	延床面積	建築年	耐震	備考
管理・教室棟 (園舎)	S 1階	342.16㎡	平成8年	耐震性あり (未診断)	
遊戯室棟	S 1階	172.19㎡	平成8年	耐震性あり (未診断)	

(8) 主な設備

詳細については、選考期間中に貸与する建築図面や現地見学等によりご確認ください。

	設置状況、規格等	動作確認
①電気	低圧動力及び電灯引き込み	－
②上水道	地下水くみ上げ ・井戸及び井戸ポンプ ・受水槽（加圧給水ユニット） ・滅菌器 ・除鉄器	除鉄器不具合 その他老朽化の為、稼働するか要確認
③污水处理	合併浄化槽	現在未稼働のため、利用再開時には要確認
④雨水処理	雨水調整施設等 設置無し	－
⑤ガス	市ガス	メーター撤去済
⑦空調設備	園舎棟：冷暖房有り 遊戯室棟：冷暖房無し	不明 老朽化の為、稼働するか要確認
⑧消防設備	消火器㊤、自動火災報知設備㊤、誘導灯㊤、	不明 老朽化の為、稼働するか要確認
⑨通信設備	電話回線㊤、インターネット回線㊤、無線 LAN㊤、ケーブル TV㊤	不明 電話機等がない為、稼働するか要確認
⑩機械警備	インフラレッドセンサー、マグネットセンサー、金庫センサー 振動センサー	良 現在も警備を継続しています。機器の引継可、希望しない場合は市で回収します。

詳細は現地及び図面により確認してください。

施設・設備の老朽化の状況

全ての項目の修繕などは必須ではありませんが、使用用途に応じた改修等については、事業者の負担とします。

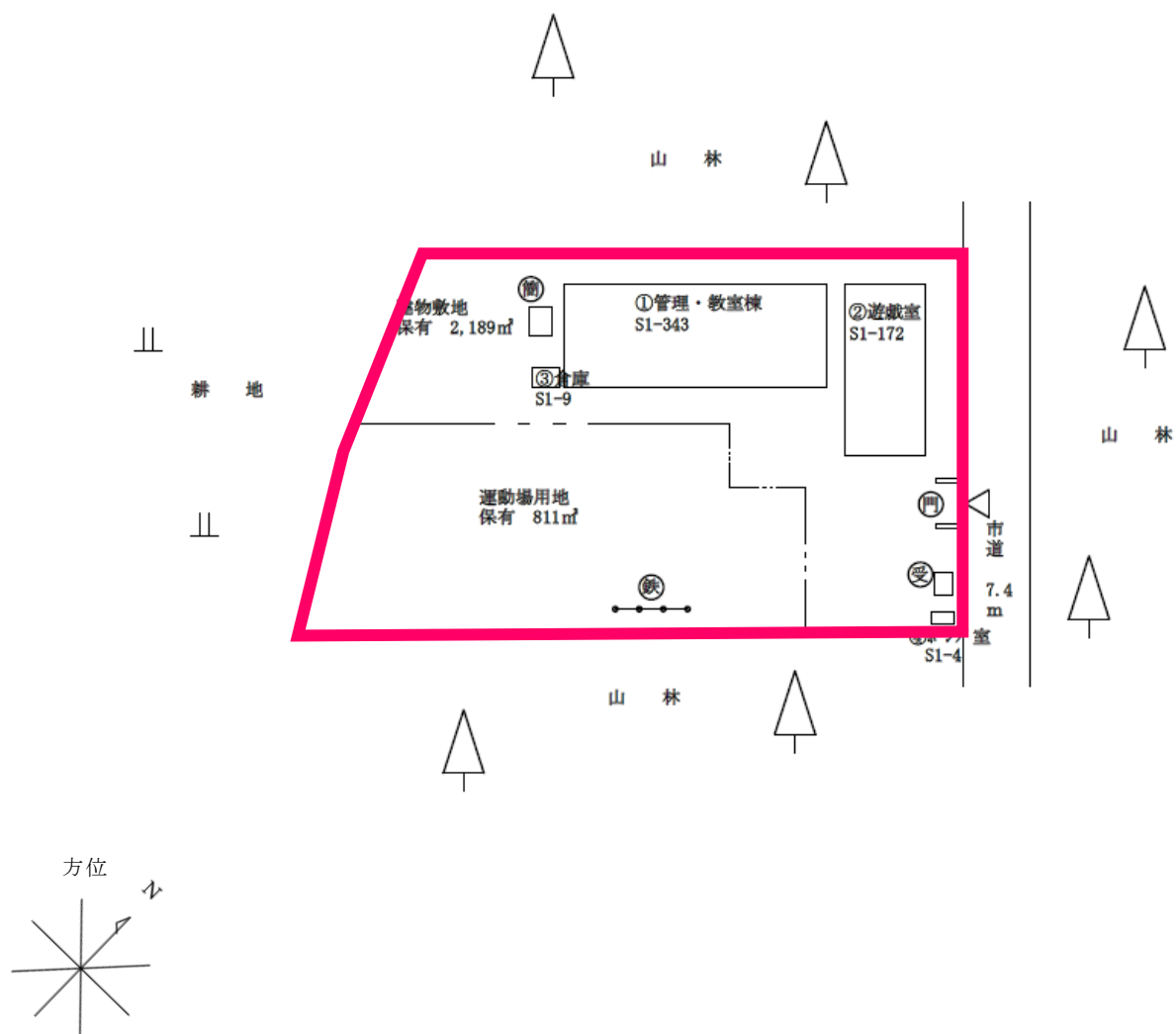
項 目	備 考
除鉄器交換	
各照明器具	漏電・故障の為、不具合箇所及び取り外し箇所あり
各種衛生器具	水漏れ・故障の為、水栓・流し台等不具合箇所取外し箇所あり
内外装全般	

(9) 特記事項

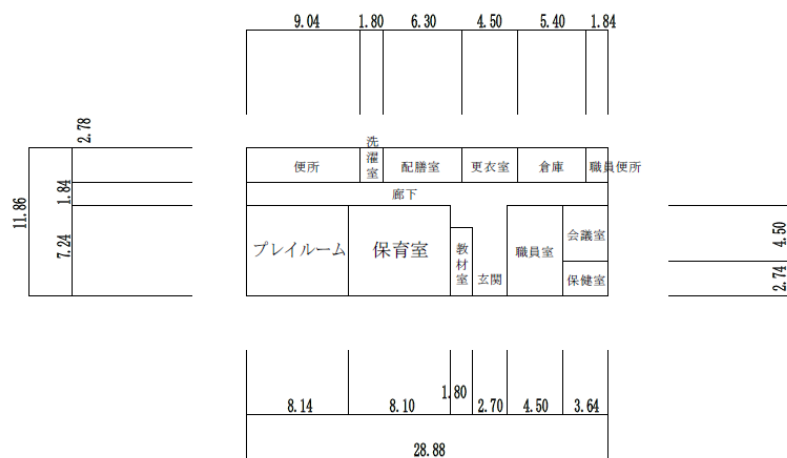
- ① 災害時の避難場所に位置付けられています。
- ② 建物内の露出吹付材におけるアスベストの除去工事は完了済みです。
ただし、ボード類、床材及び保温材などには、低レベルのアスベストを含む建材が使用されている可能性がありますので、建物の改修・解体等を行う場合は、関係法令に基づき、適切な対応をしてください。
- ③ 建物は未登記です。
- ④ 園敷地の一部は、民家に隣接しています。
- ⑤ 園庭内に地震観測装置があります。(2.25㎡)

(建物配置図)

土地貸付の範囲
太線囲み枠内



(管理・教室棟 (園舎) 見取り図)



①管理・教室棟

(遊戯室見取り図)



②遊戯室

(倉庫見取り図)



③倉庫

4 利活用事業提案の諸条件

(1) 参加資格要件

本事業提案に参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 法人格を有する単体の事業者又は複数の事業者によって構成されるグループであること。若しくは、本事業の実施にあたり法人格を取得する予定の団体であること。
- ② 提案施設の設計・建設及び契約期間中に継続して管理運営ができる十分な資金力と経営能力を有すること。
- ③ 優先交渉権者を決定する日までに、東金市建設工事等請負業者指名停止措置要領の規定による指名停止措置、又は東金市建設工事等暴力団対策措置要綱の規定による指名除外措置を受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しないこと。
 - ア 募集開始日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと、又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請し、募集開始日までに同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請し、募集開始日までに同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。
- ⑤ 本募集要項の募集開始の日現在において、国税、都道府県税及び市税を滞納していないこと。
- ⑥ 東金市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員、暴力団員等を構成員に含まないこと。
- ⑦ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。

(2) 共同による参加資格要件

複数の事業者が共同で参加する場合は、構成する事業者の全てが、(1)に定める参加資格要件を満たしていることのほか、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 構成する事業者の中から代表となる事業者を定めること。
- ② 構成する事業者が他の提案に係る構成員となっていないこと。
- ③ 構成する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。

(3) 提案事業に求める事項

提案事項に求める事項については、次のとおりとします。

- ① 事業者が、施設の改修計画を立て、整備・維持管理し、事業を運営する提案であること。
- ② 現存する園舎や遊戯室等を活用した提案であること。
- ③ 事業の継続性が高いこと。
- ④ 地域資源の有効活用、産業振興、雇用創出、その他住民サービスの向上等、地域活性化に資する事業であること。
- ⑤ 地域貢献に対する考え方を提案すること。
- ⑥ 事業所の開設及び施設の改修・運営にあたっては、建築基準法等の関係法令、条例等を遵守すること。
- ⑦ 騒音や振動、臭気などにより、周囲に悪影響を及ぼさない事業であること。

- ⑧ 事業者は、地域社会との協調に努め、次に掲げる事項を遵守すること。
- ア 敷地内の雑草管理や樹木の剪定管理を適切に行い、美観を保つこと。ただし、樹木の伐採については、事前に市の承諾を得ること。
 - イ 正門表示については、現状のまま保存すること。

(4) 契約の方法

市は、優先交渉権者と事業内容などの詳細や施設等の引渡時期、契約に関する事項等について協議を行い、合意後、基本協定を締結するものとします。（【様式11】参照）

市と事業者が締結する土地・建物の貸付けに係る契約の主な内容を以下に記載します。

① 対象施設

園舎、遊戯室等の建物及び土地については、一括貸付けとします。

② 契約期間

契約期間は、契約締結日から10年とします。その後、契約更新等においては、双方において協議して定めるものとします。

③ 貸付料

建物及び土地の貸付料最低価格は、年額1,007,262円です。

（内訳）

建物 283,812円

土地 723,450円

④ 引渡しの状況

敷地・園舎等の設備、備品等を含め現状有姿で引渡します。

施設・設備の老朽化について、市は修繕を行いません。使用用途に応じた改修等について、事業者の負担でお願いします。

また、備品等について活用、廃棄、その他全ての手続きを事業者が行うものとします。

※備品等の廃棄等を行う場合には、市へその種類及び方法を明示し、事前に承認を得てください。

⑤ 契約不適合責任

契約締結後に、本物件について、種類又は品質（状態）等に関して契約の内容に適合しないものがあった場合でも、市は貸主としての契約不適合責任を負いません。

⑥ 貸付契約において事業者が負担する費用

ア 契約に係る費用

イ 土地及び建物等の修繕、更新、改修等に係る費用及び用途変更に係る費用

ウ 事業遂行のために必要な各種調査に係る費用

エ 光熱水費及び施設の維持管理費等に係る費用（初年度分は引渡日以降）

オ 建物等に対する損害保険に係る費用

カ 事業期間中における破損等修繕に係る費用

キ 敷地内の樹木等の維持管理に係る費用

ク 原状回復に係る費用

ケ その他適正な利活用に係る費用

ただし、原状回復については、市が認めた箇所については、原状回復を要しませ

ん。また、市に対して建物買取請求、造作買取請求、補修費等の必要費、改良等の有益費の償還請求を行うことはできません。

※契約終了後又は事業者の申し出により契約を解除する場合は、事業者が建物等に投じた費用の一切を市に請求することはできないものとします。

5 利活用の制約等について

利活用の制約等は以下に示すとおりですが、関係法令等による制約は本要項に記載する限りではありません。事業者は適宜、関係法令等を所管する窓口にご相談・確認していただき、自らの責任において、適法となる事業提案を検討してください。

(1) 既存施設の改修等に係る事前協議・届出

既存施設の改修並びに敷地内への新たな建物又は工作物の設置を行う場合は、事前に市と協議のうえ市に届け出をしてください。

(2) 地域住民との関係

応募者は、下記に記載する内容を遵守してください。

- ① 近隣の住宅に十分配慮すること。
- ② 地域環境に与える影響（日影、光害、風害、電波障害、騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に十分配慮すること。
- ③ 事業実施に当たっての事前説明等、地域住民に対しては誠実に対応し、円滑な環境の構築を図ること。

(3) 法的制限等

①都市計画区域

本施設は、区域区分の定めのない都市計画区域にあります。都市計画区域内での開発及び建築行為は、都市計画法等の関係法令による規制があります。提案事業の検討にあたっては、市都市整備課と十分に確認を行ってください。

②構造上の制約

壁や床スラブに開口を設けて現在の耐震性能を低くするなど、建物の既存価値を損なうような改修工事を行うことができません。ただし、構造上の問題を生じさせない場合においてはその限りではありませんが、耐震診断の実施及び第三者機関による評定報告等を受けていただく場合があります。

③供給処理

(ア) 上水

本施設は、地下水を利用した施設です。本施設における井戸水の使用に係る電気料金や水質検査などの必要経費は事業者の負担とします。また、使用水量が現有設備で不足する場合には、事業者において新たに井戸及び受水槽等を整備し、維持管理を行うこととします。

(イ) 下水

本施設は、合併浄化槽を利用した施設です。また、生活雑排水以外の排水を予定する事業にあたっては、事業者の責任により、専用の排水処理設備を設置するなど、使途に応じた適切な設備の整備を行ってください。

(ウ) 電気及び電話

追加で電気及び電話の引き込みが必要となる場合は、電気事業者と協議の上、事業者の責任により行ってください。

(エ) ガス

火気の使用に関しては、消防法の届けについて山武郡市広域行政組合消防本部予防課に相談してください。本施設は、都市ガスの供給エリア内に立地しています。

(4) 看板等の設置について

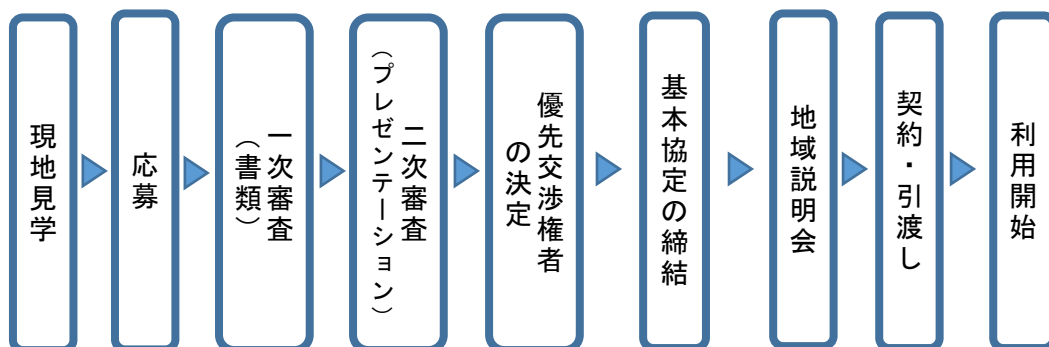
看板を設置する場合、あるいは既存建物の外装に変更を行う場合は、千葉県屋外広告物条例に則って施工してください。

(5) 問合せ先について

問い合わせの際は、所属及び氏名を明らかにし、旧源幼稚園利活用提案に係る問い合わせであることを伝えてください。(まずはNo.1東金市財政課にお問い合わせください。)

No.	相談内容	担当課	電話番号
1	本事業の総合的事項に関する事	東金市財政課 (管財係)	0475-50-1208
2	建築基準法に関する事	東金市都市整備課 (施設管理係)	0475-50-1150
3	開発許可に関する事	東金市都市整備課 (計画係)	0475-50-1154
4	屋外広告物に関する事	東金市都市整備課 (計画係)	0475-50-1154
5	消防法に関する事	山武郡市広域行政組合 消防本部 予防課(予防係)	0475-52-8754
6	地下水の利用に関する事	東金市環境保全課 (公害対策係)	0475-50-1171

(参考) 事業者選考から契約締結、利用開始までの流れ



6 応募方法

(1) 応募手続きについて

① 現地見学会の開催

現地見学会を令和7年11月10日(月)に実施します。

参加を希望される事業者は、「【様式1】現地見学会参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、10月31日(金)17時00分までに事務局へEメール(zaisei@city.togane.lg.jp)にてお申し込みください。なお、現地見学は任意参加とし、現地集合・現地解散とします。希望事業者がいない場合は開催しません。

② 図面等の貸与について

参考図面等(CD-R CADデータ)の貸与については、随時受け付けます。貸与を希望される事業者は、「【様式2】参考図面等の貸与申請書」に必要事項をご記入のうえ、事務局まで提出してください。なお、貸与した図面等については、速やかに返却してください。

③ 参加申込みについて

「【様式3】参加表明書」に必要事項をご記入のうえ、令和7年11月25日(火)17時00分までに事務局へ提出してください。

本書類の提出をもって、正式な申し込みとなります。

(2) 公募スケジュール

内容	日程
募集要項の配布開始	令和7年10月6日(月)
現地見学会参加申込書	令和7年10月6日(月)～ 10月31日(金)17時00分まで
事業者向け現地見学会	令和7年11月10日(月)13時45分～15時00分
質問書の受付	令和7年10月6日(月)～ 11月12日(水)17時00分まで
応募書類の受付	令和7年10月6日(月)～ 11月25日(火)17時00分まで
一次審査(書類審査・参加資格確認)	令和7年11月下旬
二次審査(プレゼンテーション)	令和7年12月中旬頃
優先交渉権者の決定	令和8年1月中旬

※上記スケジュールは予定であり、進捗状況等によって変更となる場合があります。

(3) 募集要項の配布について

本募集要項は、担当窓口(市役所2階 財政課)で直接配布するほか、市ホームページでも閲覧・ダウンロードすることができます。

7 応募書類の提出

(1) 提出書類と期限等

下記提出期限は**必着**です。提出書類は、指定の様式に基づき作成してください。
ただし、提案内容によっては、下記以外の書類等の提出を求める場合があります。

提出書類	提出部数	提出期限
Ⅰ．説明会・現地見学への参加申込み		
【様式1】説明会・現地見学会参加申込書	1部	10月31日(金)
Ⅱ．参考図面等の貸与		
【様式2】参考図面等の貸与申請書	1部	随時
Ⅲ．事業者の選考への参加申込み（応募の意思表示）		
【様式3】参加表明書	1部	11月25日(火)
Ⅳ．提案書（一次審査）		
【様式4】事業者概要書 ※添付書類 ・定款、規約、会則等その他これらに類する書類の写し ・事業等紹介パンフレット等 ・県税、市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証する書面で、発行後3か月以内の原本） ・法人の場合は、法人登記履歴事項全部証明書（発行後3か月以内の原本） ・決算書（直近の3期分） 【様式5、6】企画提案書 【様式7】借受希望価格書 【様式8】資金計画書	各14部 （原本1部、写し13部） CD-R 1枚 ※グループ応募の場合は、【様式5】について各事業者分の書類	11月25日(火) 受付時間は 9時00分から 17時00分まで
Ⅴ．提案書（二次審査）		
【様式自由】プレゼンテーション資料 （投影機を使用する場合は、スライド資料と同じ内容のものとします。） ※提案書は事前に審査委員に配布します。二次審査では、事業者概要書、企画提案書、借受希望価格書、資金計画書についても審査対象となります。	各14部 （原本1部、写し13部） CD-R 1枚	11月25日(火) 受付時間は 9時00分から 17時00分まで

(2) 書類の体裁

- ① 書類に使用する文字の大きさは12ポイント以上とします。
- ② 提案書類はプレゼンテーション資料を一番手前に、その後ろに【様式4】～【様

式 8】の順番でファイルに綴じてください。ファイルは 1 部ずつインデックス（「プレゼンテーション資料」、「様式 4」～「様式 8」）を付して 14 部（原本 1 部、写し 13 部）を提出してください。ファイルには、表紙、背表紙を記入してください。

- ③ 提案書と同じ内容の電子データを CD-R 1 枚に記録して、書類とともに提出してください。

(3) 提出方法

担当窓口（市役所 2 階市財政課）まで持参又は郵送とします。郵送する場合は、事前に郵送にて提出する旨を事務局へご連絡のうえ、配達証明付書留郵便により提出期限までに必着とします。

(4) 書類に使用する言語等について

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位としてください。

(5) 書類の差替えについて

応募書類等提出後の内容変更及び差替えは原則として認めません。ただし、やむを得ない事情があると市又は選定審査会が判断した場合には、内容変更及び差替えを認めることがあります。

(6) 書類の返却について

提出された事業提案書等は、返却しないものとします。

8 質問及び回答

(1) 質疑応答

質問は書面（【様式 9】質問書）によるものとし、質問の受付期間は令和 7 年 10 月 6 日（月）～11 月 12 日（水）とします。質問書は、郵送又は E メールにて事務局へ送付してください。なお、電話や窓口での質疑には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

なお、現地見学には、質疑応答の時間を設けます。ただし、技術的な質問などについては、即時回答できない場合がありますので、書面による質疑応答とします。

(2) 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は市ホームページで公表し、回答の公表を以て本要項を修正又は追加したものとして取り扱うこととします。回答は、整理できたものから随時公表します。なお、単なる意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

また、原則として、質問は原文のまま公表しますので、企画内容など公表に支障のある内容については、質問書に記載しないようご注意ください。なお、質問者の所属氏名等については公表しません。

9 審査と評価方法

(1) 一次審査（書類審査）

参加資格要件及び提案内容等を審査し、第二次審査に進む応募者を選定します。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者以下の場合は、応募書類を満たしていることの確認をもって審査を終了します。また、一次審査の結果については、応募者に対して、郵送にて書面で通知します。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

① 審査方法

一次審査を通過した事業者の提案について、プレゼンテーション審査を行います。

提案事業の評価は、選定審査会が行います。提案者のプレゼンテーションについて、「合議制による評価採点方式※」により評価を行い、最も合計点が高い者を優先交渉権者とし、二番目に高い者を次点交渉権者とします。

また、評価の結果、最高点の者が複数あった場合には、選定審査会の協議により優先交渉権者を選定します。ただし、最低点を50点と設定し、その点数以上の事業者がない場合や、提出された提案が適格でないと判断した場合にはいずれの事業者も選定しないものとします。

※ 合議制による評価採点方式とは、委員が個々に評価を行った評価点を単純に合算するのではなく、委員相互の協議により組織として評価項目ごとの評価点を付ける方式。

② 実施方法

実施方法については、次のとおりとします。

ア 提出した応募書類又は応募書類提出時に合わせて提出したデータに基づき実施する。

イ プレゼンテーションの時間は、15分とする。

ウ 質疑応答の時間は、20分程度とする。

エ 会場への入場者は、3名以内とする。

オ スクリーン、プロジェクタ、HDMIケーブル、電源コード及びマイクは本市が用意するので必要に応じて利用すること。その他に必要な機材は応募者が用意すること。

(3) 審査結果の公表

審査結果については、市ホームページで公表するほか、参加者に対して、郵送で通知します。

なお、評価の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。

(4) 評価項目と配点

選定審査会の委員は、提案事業について、次の項目を評価します。

評価項目	配点 (100点満点)
利活用に関する基本理念・方針	
① 趣旨（コンセプト）、テーマ	10
② 幼稚園施設（土地・建物）の有効活用	10
提案事業の実現性	
③ 事業スケジュール	10
④ 資金計画・収支計画	5
⑤ 施設の維持管理	10
⑥ 法人の運営状況	10
地域社会との協調・貢献	
⑦ 地域活性化	15
⑧ 地域社会との協調	15
⑨ 周辺環境への配慮	10
借受希望価格	
⑩ 借受希望価格	5

(5) 選定審査会の委員構成

審査会の委員は、別に定める「旧源幼稚園利活用事業者選定審査会設置要領」により、市職員7名、地域代表2名とします。

10 失格事項

次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- (1) 提出書類等が本要項の記載方法及び提出方法等に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他、本要項に違反すると認められた場合
- (4) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) プレゼンテーション以外の場において、直接、間接を問わず、審査委員との接触があったと認められる場合

11 辞退について

「【様式3】参加表明書」を提出した後に、参加を辞退する場合は、「【様式10】参加辞退届」に辞退の理由を明記のうえ、令和7年11月25日(火)（必着）までに事務局に提出してください。なお、提出方法は、持参又は郵送とします。

12 地域説明会

優先交渉権者は、後日、提案事業の内容について地域への説明会を開催するものとします。

説明会の開催日時及び場所等については、市と協議を行ったうえで決定します。

13 基本協定の締結について

市と優先交渉権者は、相互に協力しながら本事業を円滑に進めるため、本施設の貸付契約等の締結までの間における必要な事項や確認事項等について定めた基本協定を締結します。なお、基本協定書（案）については、【様式11】をご覧ください。

この基本協定の締結は、優先交渉権者の通知後原則14日以内に行うものとし、通知後14日以内に締結できない場合は、次順位であった者（結果の合計点が5割に満たないものを除く。）と改めて同様に行うものとします。

法人格を取得する予定の団体については、基本協定を締結するときまでに法人の登記事項証明書を提出してください。

14 その他

- (1) 本事業提案への参加に必要な費用は、全て事業者の負担とします。
- (2) 提案事業等の内容については、公表する場合があります。
- (3) 市の総合計画や統計資料など市政に関する各種資料については、市ホームページや、市政情報コーナー（庁舎2階）などをご活用ください。
- (4) 優先交渉権者等に選定されたことによって、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令、条例等の適用については、事業者自らの責任で関係機関に確認のうえ、適切に対応してください。
- (5) 本要項に定めるもののほか、必要な事項については、市の指示に従ってください。

15 事務局

東金市総務部財政課管財係

〒283-8511 東金市東岩崎1番地1

TEL：0475（50）1208 FAX：0475（50）1299

E-mail：zaisei@city.togane.lg.jp